

●香川県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を行うことができる施設として指定した宮野病院及びロイヤルステージリアン～絆～について、令和3年3月30日その指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

令和3年4月6日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
医療法人社団三愛会三船病院	略		医療法人社団三愛会三船病院	略	
医療法人社団重仁まるがめ医療センター	略		医療法人社団重仁まるがめ医療センター	略	
略			略		
2・3 略			2・3 略		
4 老人ホーム			4 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
養護老人ホーム土器川荘	略		養護老人ホーム土器川荘	略	
特別養護老人ホーム珠光園ユニット	略		ロイヤルステージリアン～絆～	丸亀市中府町4-13-26	平成25年5月29日
略			特別養護老人ホーム珠光園ユニット	略	
5・6 略			5・6 略		